

## 「栄養成分表示の店」（ヘルシーレストラン）推進事業実施要領

### （目的）

第1条 近年、外食機会の増大に伴い、外食料理に含まれる栄養成分の情報の重要性が高まっており、道民自らが栄養面からの健康管理を行うためには、適切な栄養情報を得る必要がある。

そこで本事業は、北海道健康増進計画「すこやか北海道21」改訂版に基づき、「栄養成分表示の店」の登録を推進することにより、道民の外食及び食品摂取において、健康管理上の適切な選択を支援し、道民の健康づくりに資することを目的とする。

### （実施主体）

第2条 実施主体は、道立保健所及び北海道保健福祉部保健医療局健康推進課（以下「健康推進課」という。）とし、各関係機関及び各関係団体と連携を図り、事業を推進する。

### （定義）

第3条 「栄養成分表示の店」とは、外食料理店、調理店及びコンビニエンスストア等（以下「外食料理店等」という。）が継続して3メニューの栄養成分表示等を実施し、その内容が適正であると確認できた店とする。

### （対象）

第4条 この事業の対象は、道内（札幌市、旭川市、函館市、小樽市を除く。）の外食料理店等とする。

### （事業の内容）

第5条 実施主体は、第1条の目的を達成するために、外食料理店等への登録推進とともに、道民への登録店に関する情報提供を行うものとする。

### （栄養成分表示の店の登録）

第6条 「栄養成分表示の店」として登録し、また、登録を継続する場合は、次に掲げる基準を満たすものとする。ただし、健康増進法第31条「栄養表示基準」に該当するものは、同法により表示を行うものとする。

- （1） 熱量を必ず3メニュー表示すること。また、出来るだけ、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量等の栄養成分表示を行うこと。
- （2） 「健康に配慮したメニュー基準」（別表）に適合した「健康に配慮したメニュー」を表示する場合は、必ず熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の量を表示すること。
- （3） 前号で規定する表示項目以外に、「おすすめメニュー」の基準において各メニューで基準が定められている栄養成分（カルシウム、鉄、食物繊維）、及び野菜の量について表示すること。

(届出)

第7条 表示を行う外食料理店等は、「栄養成分表示の店」届出書(様式1)に届出メニュー3品の栄養算定表と栄養成分表示例(写)を添付し、道立保健所長または北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長(以下「健康推進課長」という。)に提出する。

(登録店へのステッカーの交付)

第8条 届出内容が適正である場合は、次のとおりステッカーを交付する。

(1) 新たに「栄養成分表示の店」として登録した場合は、登録番号を付けるとともにステッカー(登録証明書)を交付する。

なお、登録番号の頭には保健所名を付すこととする。(例:道第1号)

(2) 登録店のうち、「健康に配慮したメニュー」を提供する外食料理店等に対しては、「健康に配慮したメニュー」提供店のステッカー表示を許可する。

(変更)

第9条 「栄養成分表示の店」登録店は、届出メニューの変更があるときは、変更の届出(様式2)に、栄養算定表と栄養成分表示例(写)を添付し、道立保健所長または健康推進課長に提出する。

(ステッカーの再交付)

第10条 第8条に基づき交付したステッカーを紛失、または破損し、再交付を希望する場合は、再交付願い書(様式3)を道立保健所長または健康推進課長に提出する。

(登録の取り消し)

第11条 「栄養成分表示の店」の登録を取り消すときは、登録の取り消しの届出(様式4)にステッカー(登録証明書)を添付し、道立保健所長または健康推進課長に提出する。

(助言等)

第12条 道立保健所及び健康推進課の管理栄養士は、外食料理店等に対して栄養成分表示に関する助言・指導を行うことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康推進課長が別に定める。

附則 この要領は、平成14年10月31日から施行する。

一部改正 平成15年9月26日

一部改正 平成18年9月15日

## 健康に配慮したメニュー基準

(「栄養成分表示の店」(ヘルシーレストラン) 推進事業実施要領第6条(2)に基づく別表)

### 1 ヘルシーメニュー

1食当たりのエネルギーが600～700kcalで、その内、脂肪エネルギーが占める割合(脂肪エネルギー比)が、概ね25%程度、かつ野菜の量が80g以上とする。

### 2 健康おすすめメニュー

#### (1) おすすめカルシウムメニュー

1食あたりのカルシウム含有量が210mg以上とする。

#### (2) おすすめ鉄メニュー

1食あたりの鉄含有量が3mg以上とする。

#### (3) おすすめ食物繊維メニュー

1食あたりの食物繊維が7g以上とする。

#### (4) からだにやさしい塩分メニュー

1食あたり食塩相当量が3g以下とする。

#### (5) 野菜たっぷりメニュー

1食あたりの野菜が120g以上とする。

### 3 キッズメニュー(※主に3～5才児を対象としたメニュー)

1食当たりのエネルギーが400～500kcalで、その内、脂肪エネルギーが占める割合(脂肪エネルギー比)が概ね20～30%、かつ、野菜の量が50g以上とする。

また、子どもが食べやすい大きさに切る等、配慮がされていること。

### 4 ミニサイズメニュー

量を調整し、通常の提供量の概ね1/2～2/3程度とする。

施行年月日 平成14年10月31日

一部改正 平成18年9月15日

## 「栄養成分表示の店」（ヘルシーレストラン）推進事業の運用について

### 1 対象品目

「栄養成分表示の店」（ヘルシーレストラン）推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）第3条に掲げる「3メニュー」には、従来対象とされていた主食1食分相当に加えて、副食であるそうざい等の単品も対象とするが、飲み物などは本事業の対象外とする。

### 2 対象施設

実施要領第4条に掲げる「外食料理店等」とは次のとおりとする。

- (1) 飲食店営業、そうざい製造業などの許可を受けた外食料理店。規模を問わず、市場の中、デパートの中、テナントビルの中など設置場所も問わない。また喫茶店営業の形態でも、食を供する場合は対象とする。

従来対象外とされた「部外者の利用が排除されている、又は利用が困難な社員食堂」なども対象とする。

（対象例：レストラン、食堂、ラーメン屋、（食を供する）喫茶店、うどん屋）

- (2) 食品販売業の許可を受け、店内の全部又は一部で弁当、そうざいなどの食品を販売している店舗。  
(1)と同様、規模や設置場所を問わない。また部外者の利用が排除されている、又は利用が困難な社内売店なども対象とする。

（対象例：コンビニエンスストア、スーパーマーケット、弁当店、そうざい店）

### 3 届出

- (1) 届出書の提出先は、店舗の住所地を所管する保健所（以下「所管保健所」という。）とする。  
ただし、全道での登録を考えている企業等については、北海道保健福祉部保健医療局健康推進課（以下「健康推進課」という。）とする。

- (2) 栄養算定表の作成に当たっては、所管保健所の管理栄養士等が直接指導・助言を行うことを原則とするが、栄養士会等の協力により作成されたものを提出することもできる。ただし、この場合も所管保健所の管理栄養士等が適正な算定であることを確認する。全道での登録を考えている企業等については、健康推進課が確認する。

- (3) 届出書が適正であることを確認した所管保健所は現地調査を行い、届出書と店舗での栄養成分表示等が同一であることを確認する。弁当などを販売する店舗で、店頭での確認が困難である場合は、店責任者等と協議した上で、現地調査を行う。全道での登録を考えている企業等については、健康推進課が対応する。
- (4) 届出書に記載される「店責任者名」欄には、当該店舗の経営者のほか、店長等当該店舗の現状に応じて記載することとし、営業許可に係る申請者等と一致させる必要はない。

#### 4 登録

- (1) 所管保健所は、届出の状況が適正である場合に、登録を行い、当該店舗へステッカーを交付する。あわせて、必要に応じ、届出書の内容に基づいて、登録一覧表を作成する。
- (2) 全道での登録を考えている企業等については、届出の状況が適正であることを確認した健康推進課が、登録店舗の所管保健所へ届出書の写しを送付したのち、所管保健所が登録を行う。なお、ステッカーの交付方法については当該企業と健康推進課が協議する。
- (3) 「3届出について」(3)の現地調査において、実施要領第6条による表示がなされていない、または異なる表示であることが確認された場合、所管保健所は当該店舗に対し、登録は届出書に記載されている内容どおりの表示が必要であると文書等により指示する。

(文例)

「栄養成分表示の店」の登録に係る届出について

平成〇〇年△月□日付けで貴店から届出のあった「栄養成分表示の店」の登録については、平成××年☆☆月◎◎日に行った現地調査の結果、届出書どおりの表示がなされていませんでした。

「栄養成分表示の店」の登録は、届出書に記載されている内容どおりの表示をした後となりますので、ご了承ください。

- (4) 登録を完了した所管保健所は、速やかに、「全庁共有Xドライブ」－「保健福祉部」－「健康推進課」－「歯科栄養G」－「健康増進」－「栄養成分表示の店」－「HP用一覧」内のファイルに入力する。

なお、北海道のホームページでの紹介を希望しない店についても、登録件数を把握する必要から、店舗名の後に紹介を希望しないことを記載し、入力する。

- (5) 実施要領第11条の登録の取り消しは、届出書及び取消届出書に登録年月日及び取消年月日を記載し、整理するとともに、所管保健所において登録一覧表を作成している場合は、同一一覧表についても同様に記載する。

なお、一度取り消した店舗が再度登録するときは、新たな登録とする。

## 5 ステッカーの貼付

ステッカーの交付を行っても、その貼付を義務づけるものではないが、できるだけ掲示してもらうよう登録店舗へ依頼する。

## 6 変更届出

- (1) 届出献立等に関する事項が変更された場合は、当該店舗等は様式2による変更届出書を提出し、所管保健所は、変更届出書を受理したのち、変更内容について現地確認を行う。
- (2) 変更内容が適正であることを確認したのち、登録一覧表を整理し、全庁共有フォルダ内のファイルに入力するとともに、メール等により健康推進課へ変更内容等を連絡する。
- (3) 同一経営者等が店名、店住所、店電話番号を変更した場合についても、様式2を準用した変更届の提出を必要とする。
- (4) 店責任者名の変更については、当該店舗の経営等大きな変更ではない限り、変更届出書の提出は必要としない。ただし、変更の事実を確認した場合は、届出書等を訂正する。

## 7 北海道のホームページでの紹介

ホームページによる紹介を希望した店の情報については、各保健所からの入力内容を健康推進課が北海道のホームページに掲載する。

## 8 登録の更新

- (1) 従来と異なり、登録期間は設定しないこととなったが、所管保健所の状況に応じ、随時現地調査を行うこととする。
- (2) 現地調査を行った場合は、届出書、登録一覧表等に調査年月日を記入する。

## 9 所管保健所の変更

市町村合併に伴い、所管保健所が変更となった場合は、次のとおり取扱う。

- (1) 変更前の所管保健所は、登録替えが必要となった店舗の情報を変更後の所管保健所へ連絡したのち、登録を抹消する。
- (2) 変更後の所管保健所は、当該保健所において新たな登録番号により登録する。

## 10 登録の抹消

- (1) 登録を抹消したときは、全庁共有フォルダ内のファイルに入力するとともに、メール等により健康推進課へ入力したことを連絡する。
- (2) 抹消した登録番号の使用については、各保健所の判断により取扱うこととする。

## 11 施行年月日

平成18年9月15日から施行する。